

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年1月4日

千歳市長 山口 幸太郎



記

1 都市計画の種類

千歳恵庭圏都市計画地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名称 根志越第2地区地区計画、サイエンスパーク地区地区計画、北信濃地区地区計画、美々地区地区計画、根志越第3地区地区計画、オフィス・アルカディア地区地区計画、勇舞地区地区計画、みどり台地区地区計画、臨空地区地区計画、北陽高校前地区地区計画、平和地区地区計画

位置 千歳市清流1丁目の一部、清流2～5、7、8丁目、千歳市文京2丁目の一部、千歳市北陽1丁目の一部、あずさ2、3丁目、千歳市美々の一部、千歳市幸福2～4丁目、千歳市柏台南1、2丁目、千歳市勇舞1～8丁目、千歳市長都駅前4丁目の一部、5丁目、みどり台北1～5丁目、みどり台南1～4丁目、千歳市泉沢1007-95、1007-260、千歳市北陽5～8丁目、千歳市平和の一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所

千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更（千歳市決定）

都市計画美々地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名 称	美々地区地区計画
位 置	千歳市美々の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	192.2ヘクタール
地区計画の目標	<p>本地区は、新千歳空港の東側で国道36号に接し、「道央テクノポリス構想」における新千歳空港周辺地域開発の先導的役割を担い、生産・交流・保健休養・学術研究という都市機能と自然環境とが美しく調和した多機能拠点都市の創造を図ることにより、「人」にとって本当の意味で豊かな環境創造の指標となることを目指し、市及び民間の開発行為により開発が進められ、現在、千歳科学技術大学が開学しているほか、先端技術産業をはじめとする企業立地が見られる。</p> <p>そこで、本地区計画を定めることにより、千歳美々プロジェクトの開発理念に基づいた土地利用及び建築物の整備を適正に誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発・保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>当該開発事業の土地利用計画を基本としつつ、生産施設、交流施設、学術・研究施設等の均衡ある土地利用を図るため地区を5区分し、それぞれ次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産A地区 主として、バイオテクノロジー、新素材等の高度な研究開発型施設が立地できる地区とする。 2 生産B地区 周辺環境に配慮しながら先端技術産業等の研究・開発・製造施設が立地できる地区とする。 3 生産・業務地区 一般の人々も製造工程を見学できるような開放型工業施設及び業務の利便の増進を図る地区とする。 4 交流地区 市民などの多くの人々がスポーツ・レクリエーションを通じて交流できるような施設、各種会議・見本市や商談及び滞在型の施設等が立地できる地区とする。 5 学術・研究地区 良好な自然環境の中で、産・学が連携しながら研究開発及び関連する生産活動を進められる施設が立地できる地区とする。
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区内の区画道路、公園及び緑地については、当該開発事業により整備されるので、これらの地区施設の機能の維持・保全を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産、交流、学術・研究地区としての多様な業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい、「建築物の用途の制限」を定める。 2 生産A地区、生産B地区、生産・業務地区及び交流地区は、ゆとりあるまちなみの形成と、円滑な業務機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称	美々地区	
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積	149.2ha	
	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	生産A地区 (52.1ha)	生産B地区 (16.1ha)
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。) 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。) 3 図書館、博物館、その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 カラオケボックスその他これに類するもの 10 物品販売業を営む店舗又は飲食店(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。) 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。) 3 図書館、博物館、その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 畜舎 10 カラオケボックスその他これに類するもの 11 物品販売業を営む店舗又は飲食店(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。) 12 建築基準法別表第二(ぬ)項第1号((6)(11)(12)(13)(24)を除く。)に掲げるもの
建築物等に関する事項			
建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル	3,000平方メートル	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	生産・業務地区 (24.0ha)	交流地区 (11.9ha)
		建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(本地区内の事業所の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。)</p> <p>3 学校</p> <p>4 図書館、博物館、その他これらに類するもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。)</p> <p>5 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 公衆浴場</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場</p> <p>8 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>9 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>11 ホテル又は旅館</p> <p>12 自動車教習所</p> <p>13 畜舎</p> <p>14 病院</p> <p>15 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>16 物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの(工場と同一敷地内にある施設で、工場見学者受入れ施設を除く。)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅(建築物の一部を住宅の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積合計の2分の1未満のものを除く。)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(企業研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。)</p> <p>3 学校(専修学校、各種学校を除く。)</p> <p>4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 ナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 畜舎</p> <p>10 病院</p> <p>11 建築基準法別表第二(り)項第2号から第4号までに掲げるもの</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル	300平方メートル

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	学術・研究地区 (45.1ha)	
		建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅(本地区内に立地する施設の管理人のための住宅を除く。) 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿(本地区内の学術・研究の研修を目的とする研修者のための宿泊施設を除く。) 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 倉庫業を営む倉庫 6 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 ホテル又は旅館 10 自動車教習所 11 病院 12 カラオケボックスその他これに類するもの 13 自動車修理工場	
		建築物の敷地面積の最低限度		
	備考		用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理由

美々地区において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正、障害者自立支援法の制定による建築基準法の改正に伴い、「建築物等の用途の制限」について所要の規定の整理を行うため地区計画の変更を行うものである。

